

電波利用保護旬間について

6月1日⇒10日は電波利用保護旬間です

電波の利用は、携帯電話や人命・財産を保護する防災無線など社会生活に不可欠なものとなっていますが、不法無線局が重要無線通信やテレビ放送に妨害を与えるなど社会的な問題を発生させています。

このため総務省では、6月1日から10日までを「電波利用保護旬間」と定め、電波利用環境保護の大切さを訴えています。

◎問い合わせ先

北海道総合通信局

- ・不法無線局、混信・妨害、電波の安全性

☎011-737-0099

- ・テレビ・ラジオの受信障害

☎011-737-0033

- ・電話、インターネットの相談

☎011-709-3956

- ・電波利用料

☎011-709-6000

- ・その他行政相談

☎011-709-3550

[電話受付時間 8:30~12:00、13:00~17:00
(土・日・祝日を除く)]

自動車税の納期限は6月2日(月)です

自動車税は毎年4月1日の所有者(使用者)の方に納めていただく道税です。必ず納期限内に納めましょう。

納税通知書は5月7日に発送しますが、納税通知書が届かない方は留萌支庁税務課までご連絡願います。

平成20年度の自動車税納税通知書(バーコードが印字されているもの)は、従来の金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアから納税することも出来ます。

◎問い合わせ先

留萌支庁税務課 ☎42-8416

人権擁護委員制度をご存知ですか

6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談内容についての秘密は守られます。

また、相談は無料。難しい手続もありません。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。

気軽に相談できる場所として、人権相談所が、法務局で常時開設されています。また、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

小平町には法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

氏名 泉 晃暢 氏

氏名 佐藤 民子 氏

相談については、旭川地方法務局留萌支局(☎42-0492)までお問い合わせください。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

「共聴」で「地デジ」をご覧になるには

2011年7月24日までに、地上アナログテレビ放送は終了し、デジタルへ完全移行します。

テレビを共聴施設で視聴されている場合、その施設がデジタル放送に対応するよう、改修や調整が必要となることがあります。

アナログ放送終了末期には、改修工事が集中することが予想されますので、共聴施設の設置者や管理者の方は、お早めに保守管理者などにご相談下さい。

◎問い合わせ先

総務省 北海道総合通信局 有線放送課

☎011-709-2311(内線4671)

(社)日本CATV技術協会 北海道支部

☎011-221-7235